

残余法による生物資産の評価

IASB 客員研究員 さかぐち かずひろ
坂口 和宏

2012年11月13日、14日に11月のIFRS解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）が開催された。本会議では2つの論点について担当したが、そのうちの1つである「残余法による生物資産の評価」についてアジェンダの暫定決定がなされた。以下、概要についてご報告する。文中の意見にわたる部分は筆者個人の見解であることをあらかじめご了解いただきたい。

論 点

IAS第41号「農業」の25項は、土地に付着する生物資産の公正価値を、資産の組合せ（生物資産、更地及び敷地の造成）の公正価値から更地及び敷地の造成の公正価値を差し引いて算出すること（残余法）を認めている。これは、土地に付着する生物資産に個別の市場は存在しないが資産の組合せについて活発な市場が存在することがあるためである。

今回提起された論点は、土地の最有効使用が現在の使用と異なる場合（例えばブドウ畑として使用している土地が宅地などへの転用によってより多くの価値を生むことができる場合）に、土地の最有効使用に基づく公正価値を残余法で使用すると生物資産の公正価値が0又は僅

少となるが、それはIAS第41号とIFRS第13号「公正価値測定」の適切な適用といえるか否か、である。

議論の経緯

1. 2012年5月の解釈指針委員会

スタッフとして以下の提案を行った。

- IAS第41号の目的は生物資産の公正価値を測定することであって、資産の組合せ内のその他の資産の公正価値を測定することではない。つまり、残余法を用いる際、土地は生物資産の公正価値を測定するためのインプットに過ぎない。
- 多くの場合、生物資産の最有効使用は現在の使用であり、評価の前提は資産の組合せ内のその他の資産と組み合わせて使用することになる。IFRS第13号では、最有効使用に関する前提は資産の組合せ内で整合的であることを求めている。したがって、もし生物資産の最有効使用が現在の使用であれば、資産の組合せ内のその他の資産も現在の使用に基づく価値を反映すべきである。
- 上記を原則的な考え方としつつも、土地の測定モデルの違いによってアプローチが異なる。原価モデルにおいては、同じ原則、つま

り土地の価値は現在の使用に基づく価値であるべきという考え方が適用される。一方で再評価モデルにおいて同じ原則を適用すると、土地の公正価値と（土地の現在の使用に基づく価値をベースに残余法から導き出される）生物資産の公正価値の財政状態計算書上の合計が、資産の組合せの価値を超えてしまう。それを回避するために残余法の計算においても土地の公正価値を用いるべきであり、その明確化のためIAS第41号の年次改善を行うべきである。

会議では、解釈指針委員全員が、土地の測定モデルによって結論が変わるというスタッフ提案に反対した。その上で、以下の2つに大きく意見が分かれた。

- 土地の最有効使用が現在の使用と異なる場合は最有効使用でもって土地を評価すべきである。それによって生物資産の価値が0又は僅少になることはIFRS第13号を適用することによる自然な帰結である。
- 生物資産に価値がないというのは直観に反する。残余法の使用は強制されているわけではなく、生物資産の価値が0又は僅少になってしまうような場合は残余法を使用すべきではない。

議論の結果、後者がより多くの賛同を得、その考え方に沿ったアジェンダの暫定決定をスタッフが用意した上で次回の会議で検討することとなった。

2. 2012年9月の解釈指針委員会

5月の暫定合意の後、一部の評価専門家より「土地に付着する生物資産には個別の市場がないため残余法を用いる以外に公正価値測定の方法がない」というコメントを受領したため、2度目のアウトリーチを実施した。その結果をもとに、スタッフとして以下の分析及び提案を行った。

- アウトリーチで受領したコメントの大半は、残余法の使用は必ずしも適切でない、また、残余法以外にも土地に付着した生物資産の公正価値を測定する手法は存在する（複数期間超過収益法など）、というものであった。
- その一方で、土地の代替使用（宅地への変更など）が企業に高い価値をもたらす場合、残余法の結果として生物資産の公正価値が0又は僅少となるという情報は、財務諸表の利用者に対して企業が土地の使用を変更すべきであるという示唆を提供するため有用であるというコメントもあった。

- 上記を踏まえ、以下の2つのViewについて分析を行った。

[View 1] 生物資産の公正価値を0又は僅少で認識することは、企業の資源の利用について有用な情報を利用者に提供する

[View 2] 生物資産の公正価値が0又は僅少となる場合は残余法の使用は適切ではない（2012年5月の暫定合意と同じ）

- スタッフはView 2をサポートする。残余法の計算上、土地の最有効使用に基づく公正価値が資産の組合せの公正価値を超えてとしても、実際は、企業は（部分的であれ）成長した生物資産を市場で売却できるため公正価値は0又は僅少となつてはならない。
- View 1はIFRS第13号の要求を純粹に適用した結果である。しかし、IFRS第13号の目的はその他の基準が公正価値測定若しくは公正価値測定についての開示を要求している場合のガイダンスを提供することであり、生物資産の公正価値を測定するというIAS第41号の目的に影響を与えてはならない。
- また、残余法はIAS第41号において実務上の便宜という位置づけであり、基準の要求ではない。アウトリーチの結果から、残余法以

外の評価手法が存在することも確認できている。

- 以上より、View 2に基づいてアジェンダの暫定決定を行うべきである。

上記について議論を行ったものの、解釈指針委員会は View 1 と View 2 で二分され、合意に至らなかった。解釈指針委員会は、果実生成型の生物資産に関する範囲の狭いプロジェクトを国際会計基準審議会（IASB）が行う可能性があることに注目し、その議論の結果を次の会議で報告するようスタッフに指示した。

3. 2012年11月の解釈指針委員会

スタッフとして以下の分析・提案を行った。

- 果実生成型の生物資産に関する範囲の狭いプロジェクトの着手をIASBが9月に決定し、IFRS 諮問会議（IFRS-AC）もその決定をサポートしている。仮に、果実生成型の生物資産がIAS第16号「有形固定資産」の範囲に入り、企業がその測定に原価モデルを採用した場合、公正価値で測定する頻度及び負担は軽減される。
- 消費型の生物資産については、主要な（又は最も有利な）市場で販売される際に土地から切り離され、単独で市場参加者に最大の価値を提供するため、そもそも残余法を用いる必要性がない。また、消費型の生物資産の公正価値測定について問題が生じているという話は聞いていない。
- しかし、通常土地との組合せで最大の価値を提供するような果実生成型の生物資産に関しては、その土地の最有効使用が現在の使用と異なる場合、当該生物資産の公正価値をどのように測定すべきかについての問題は依然として残る。
- これは、残余法の問題ではなく、IFRS第13

号の最有効使用の考え方をどのように非金融資産に適用するかという問題である。

- この点についてIASBのIFRS第13号プロジェクトチームと会話し、今後発行されるIFRS第13号教育文書の中で、彼らが最有効使用についてのガイダンスを盛り込む予定であることを確認した。
- 以上より、この論点は解釈指針委員会でアジェンダとして取り上げるべきではない。一部の解釈指針委員から、消費型の生物資産の公正価値測定にも実務上の問題がある、教育文書ではなく解釈指針委員会としてガイダンスを出すべきであるといった意見が出されたものの、最終的には解釈指針委員会としてスタッフ提案に同意し、アジェンダの暫定決定を公表することを決定した。

所感

今回の論点は農業という筆者にとって馴染みのない領域に関するものであり、ペーパーの作成においては非常に苦勞した。解釈指針委員会の意見がまとまらず、会計上のテクニカルな点について合意に至ることができなかった原因の1つは、筆者のペーパーにおける分析が不足していたためであると思う。もちろん、論点を議論し最終的に決定を下す主体は解釈指針委員会であるが、様々な観点から十分な議論を行えるような環境を整えることはスタッフの責務である。その点で、反省材料の多い論点となった。会議の頻度は2か月に1度であり、ペーパーを作成するための時間的制約は大きい、極力、関係者の方々の意見を事前に十分に吸収して、広範な議論を行えるようなペーパーを作成できるよう努力していきたい。